

資料 7(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

虐待防止、身体的拘束の廃止について

1 はじめに

令和 3 年度、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）が改正されたことにより、令和 4 年度から虐待の防止等の措置及び身体拘束等の適正化が義務化され、令和 5 年度からは身体拘束廃止未実施減算が適用されています。また、**令和 6 年度より虐待防止措置未実施減算が適用されております**が、令和 6 年度の実地監査等において未実施の事業所が見受けられたことから、改めて、障害者虐待を行った場合の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく不利益処分について、一般的な事項を説明いたします。

2 令和 6 年度基準省令改正による変更点

（1）障害者虐待防止の推進 【全サービス】

- ①令和 4 年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬が減算となります。
- ②指定基準の解釈通知において下記内容が明示されます。
 - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
 - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと。

《虐待防止措置未実施減算 【令和 6 年度の報酬改定に伴い新設】》

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の 1 % を減算する。

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ※上記 3 つの措置の内、1 つでも未実施のものがある場合は、「身体拘束廃止未実施減算」が発生します。**

（2）身体拘束等の適正化の推進

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

- ①施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から減算額を引き上げられます。
- ②訪問・通所系サービスについて、減算額が見直されます。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[令和5年度以前]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[令和6年度以降]

○施設・居住系サービス ※

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※上記3つの措置の内、1つでも未実施のものがある場合は、「身体拘束廃止未実施減算」が発生します。

※障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

○訪問・通所系サービス ※

上記の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

※令和6年度の報酬改定内容については、令和6年3月22日事業者説明会資料を確認下さい。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/06jigyoushasetumeikai.html>

3 不利益処分について

（1）不利益処分の種類（根拠法条）とその内容

ア 命令（障害者総合支援法第49条）

条例で定める基準に適合していない等の事実が認められ、是正措置を勧告した後、正当な理由がなくその勧告に係る是正措置をとらなかった場合は、その旨を公表するとともに、当該指定事業者等に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

事業所が命令にも従わない場合は、指定の取消し、全部効力停止又は一部効力停止のいずれかの処分を行うこととなります。

イ 指定取消（障害者総合支援法第50条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合で、その違反の程度が著しいときは、当該指定障害福祉サービスの指定を取り消すことができます。

なお指定取消処分を受けた場合、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなるほか、当該法人及びその役員等は 5 年間「欠格事由該当者」となり、他自治体においても新規指定を受けることができません。

ウ 指定の全部効力停止（障害者総合支援法第 50 条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ期間を定めて指定の全部効力停止を行います。全部効力停止処分により、効力停止期間中は、指定事業所としてのサービス提供、給付費の代理受領等が行えなくなります。なお、効力停止期間は、概ね 1 月～1 年程度です。

エ 指定の一部効力停止（障害者総合支援法第 50 条）

不正請求、虚偽の答弁・報告、法律に基づく命令違反等があった場合、その違反の程度に応じ、期間を定めて指定の一部効力停止を行います。

なお、効力停止の内容は新規利用者の受入停止が想定され、効力停止期間は概ね 1 月～1 年程度です。

オ 不正利得及び加算金の徴収決定（障害者総合支援法第 8 条第 2 項）

指定事業者が、偽りその他不正の行為により自立支援給付費の支給を受けたときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額（＝40%の加算金）を徴収することができます。

この徴収金は、地方税の滞納処分の例により処分することができ、督促後もなお滞納状態が継続する場合、市は、裁判所の手続によることなく、預金差押え等の強制執行を行うこととなります。

（2）処分による事実上の影響

ア 処分の公表及び周知

本市では、指定取消処分及び全部又は一部の効力停止処分をしたときは、記者発表をするほか、市ホームページにも行政処分情報を掲載し、厚生労働省、他自治体及び市内事業所への周知もあわせて行います。

さらに、指定取消処分をしたときは、処分した旨を公示し、欠格事由該当については厚生労働省及び他自治体に対する情報提供も行います。

また、命令をしたときは、その旨を公示し、市ホームページにも行政処分情報を掲載します。

これらの公表及び周知により、処分を受けた事業者は、社会的な信用を失うなどの大きな事実上の不利益を受けることとなります。

イ 利用者・他事業所への影響

指定取消しや全部効力停止の場合、利用者にとっては、突然事業所が利用できなくなるため、今後もサービスの利用を行うのであれば、移転先を探す必要が生じます。

近隣事業所は、受入れの可否を検討することとなります。

処分を受けた事業所は、利用者及び相談支援事業者への連絡、移転先探しの協力、近隣事業所への依頼等を自ら行う責任があります。

(3) 刑罰

その他、虚偽答弁・報告及び不正請求については、刑法や児童福祉法等の罰則規定が適用される可能性があります。